

# 天領

第 27 号

1994年6月



社団法人 石見大田法人会会報

# 目 次

大田市・仁摩町・温泉津町経済団体長との対談		1
税のこぼれ話《もったいない》		6
囲碁問題		6
全法連報告		7
新借地借家法による借地権について		8
確定申告の状況		9
天領の秘話 <sup>②③</sup>		10
おべに孫右衛門縁起(銀山最初の悲劇)		10
企業訪問《協同組合仁摩ショッピングセンター》		12
税制改正の概要		14
非違事例		16
ミニ税務コーナー		17
石見銀山・根ほり葉ほり		18
享保の大飢饉は蝗か、ウンカか		18
質問手帳		19
第18回会員親睦ゴルフ大会		20
わが社のふれっしゅさん		21
法人会の大型保障制度		22
スーパীগン保険		24
スーパীগン定期保険		25
税のこぼれ話《馬が軽自動車と同じ!》		26
囲碁問題の解答		26
編集後記		26

## 古代ハスの思い出

2千年ハスといえ、30年前のあの日のことが、たったきのうのように思い出される。

昭和39年4月のある日、書家の鈴木大東さんと、大田市久利町の波多野美恵子さん(故人)のお二人に、大田市駅通りで、ばったり出会った。

東京府中市にお住まいの、ハス博士、大賀一郎さんが、2千年ハスを大田市に寄贈したいといわれるので、教育委員会にお願いに行ったところ、管理の予算が無いから、といって、ケンもホロロに断わられたというのである。

驚いた私は、すぐ市長の田原孝二老さんを訪ね、大賀博士のもとでお手伝いさんをしている波多野さんの、献身ぶりに喜んだ博士が、波多野さんの故郷へ、ハスの寄付を思いたれたたこととお話したところ、教育長とは違って、手放しの喜びようだった。

6月14日、博士から六粒の種子が届き、私は市内久手町大津のハスの篤農家、勝部秀市さんに、ハスの栽培をお願いした。

当時の観光課長、松本親雄さんの尽力で、市民会館前に造成したハス池へ、ハスは移植された。

あくる年、6月15日ハスは初花をつけたが、奇しくも、この日博士病死の電報が届いたのだった。

(石村勝郎)

# 大田市・仁摩町・温泉津町 経済団体長との対談



石見大田法人会広報委員会八名は、去る六月六日、大田商工会議所会頭奥野昌平氏・仁摩町商工会々長菅森岩夫氏・温泉津町商工会副会長小林博通氏と対談、三氏ともご多忙の中、親しく対談に応じていただきました。

## 【広報委員会出席者】

- 和田俊二副会長
- 渡辺常弘広報委員長
- 西村禎二広報副委員長
- 石田弘行
- 貴船富市
- 竹腰和夫
- 松井義夫
- 石田憲咲

【松井】不馴れな司会ではございますが、実のある対談にしたいと思えますのでよろしくお願い致します。

初めに石見大田法人会和田副会長からご挨拶をお願いします。

【和田】一言ご挨拶申し上げます。

法人会々報も渡辺委員長のもとで、すでに、十数年になります。今回大田商工会議所奥野会頭さん、仁摩町商工会菅森会長さん、温泉津町商工会

【松井】続いて渡辺委員長お願い致します。  
【渡辺】三人のお方には、お忙しい中、まけてご出席下さいましてありがとうございます。

法人会の目的は、税制の研究、経理の勉強等を通じて、自らの経営に役立て、企業の発展を図ると共に地域経済に貢献することを目的にしておりますが、商工会議所・商工会は、それぞれの地域において独自に事業を行っておられますが、横の連絡が充分でないように思います。市・瀬摩郡の全体を考えると必要があると思えます。その場としては、法人会が一番良いのではないかと思います。法人会員はその地域の経済の中心的な方々が大半であります。三氏には忌憚のないご意見を聞かせただければと思っておりますので

宜しくお願い致します。  
【松井】では、本題に入りたいと思いますが、ごつくばらんにお話しをして下さい。

## 会頭就任の抱負

【和田】この度大田広域圏発展の為敢て商工会議所会頭に御就任になられたものと思えますが、抱負のほどをお聞かせ下さい。

【奥野】大田商工会議所としては、商工会館が建設されましたので、それにふさわしい会議所活動を行って参りたいと思っております。内部においては、会員より愛され、信頼され、頼りになる会議所になりたいと思っております。部会・委員会活動をより充実し、又行政との関係を密にして大田市の活性化に続けて行きたいと思えます。

【松井】ありがとうございます。新しい会議所

で新しい気持ちで更に中味を濃くして事業を行っていくという事でございますね。

【渡辺】商工会議所に対する期待と役割は重要であり、会員の発展を図ることと併せて地域経済の



振興を考えることが大切だと思えます。石東地域全体の地盤沈下をいかに防ぐか大きな使命だと思います。

【奥野】大田市において最初にしなければならぬことは、例えば、出雲市では、市、農、工商、三位一体となって意見の

集約をはかっておられます。大田市としても、商工会議所・農協・漁協、あるいは森林組合等々諸団体との連絡協議会的な機関がない、さらには、

国、県等の出先機関があります。これ等の通勤族の方が当市にこられて、どのように大田市を見ておられるのかわからない。我々は市内から見ているので良い点悪い点がわからない事が多々あると思えます。

県が策定された、ソフトビジネスパーク構想を大田市に誘致するという事を大田市の助役さんが言っておられますが、連絡協議会的な機関が無い為、一からスタートしなければならぬ。そこに問題点があると思えます。

【松井】若い石田さんよりお聞きしたいことがあるようですが……

就任お目出度うございます。我々比較的若手に属する経営者は、奥野新会頭に寄せる期待は大なるものがございませぬ。

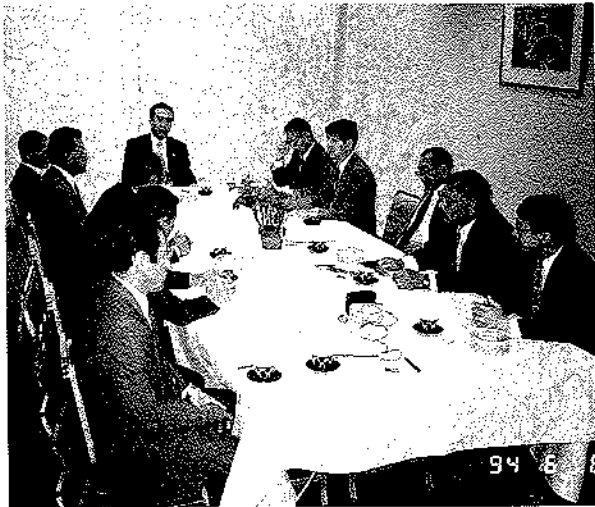


我々大田で商売を続けていくのに、邑智郡・邇摩郡の広域町村に対して求心力をもった商業集積地を造る必要があると思えます。既に橋南商業開発、駅前通り、中央商店街それぞれ組合を創って頑張っておりますが、良い知恵がございませぬでしょうか。

【奥野】この問題は、現在大田市において特定商

業集積整備法に基づいて調査策定を行っておられますが、我々は、それを強力にバックアップしていかねばなりません。今後は、ハードを行って採算が合うのかどうか、又資金面についてもどのような資金を導入すれば良いのか等について勉強して行く必要があると思えます。さらに大田市

の購買人口を増す事も必要でありますし、大田市の将来が良くなるだろうという展望がないといけません。例えば大田を日帰り会議都市にしてはと思えます。県央の地であるので、行政と一体となって大田市へ会議の誘致を計るのも一方法だと思えます。要するに出雲市等に無い



機能を考えることだと思います。

【松井】昼の人口であれ夜の人口であれ、人口を増していくことが重要だと思います。

【貴船】仁摩町では、昨年九号線にS・Cがオープンし、駅前商店街が衰退してきています。商工会々員の内六四名が駅前商店街に属しております。私としては、駅前商店街の活性化が図れないものかと思っておりますが、菅森会長さんどうお考えでしょうか。



【菅森】昔は駅前が中心

地でありましたが、砂博物館の竣工やS・Cのオープン等により、既に、九号線が中心となつてきております。

将来構想としては、町とタイアップして、駅裏に向けて道路を継ぐ計画もあります。商店個々との対応をしながら対策を講じて参るのも商工会の役割であろうと思っておりますが、仁摩町の商店街の活性化を考えるならば、駅前の再開発と併せて九号線沿いの開発も考えなければなりません。

【松井】それでは温泉津町はどうですか。

【和田】関連質問として温泉津町には、年間三〇万人に成ろうとしている入込み客がありますが、将来を考えて観光資源を生かし又、鉄道所有地の開発も併せ考えた時、商店街との結び付きをどのように考えておられますか。



か。

【小林】森崎会長が出席予定でございましたが所用の為代って私が出席させていただきます。私も広報委員の一人でございますが、本日は温泉津町商工会副会長としてお話しをさせていただきます。

現状では商店街との結び付きは薄いというのが実感であります。観光資源も、せっかく恵まれた資源があるのに生かされておりません。温泉一つとりましても湯量が少ない点もあり、

町の第三次総合計画の中でボーリングのことも考えており、併せて用地開発計画も進めております。将来これ等が生かされる事によって入込客数が、三〇万〜四〇万となる段階においては商店街の活性化に結び付いてくるものと思えます。又関連して、国鉄清算事業団より購入の町営駐車場の活用、



将来的には、地域商店街の活性化の為に住宅建設という問題は、切り離せないと思っておりますので、駅前再開発も考えていかなければならぬと思

ます。

【渡辺】警察跡地を観光開発に役立てる必要があると思えますか。

【小林】このことについては、水族館・資料館という計画もありますが、いづれにしても町の観光施設としての活用が必要かと思えます。

【貴船】温泉津温泉には仁摩町からも多くの方々が行かれますし最近は、ますます増えて来ておりますが、設備が旧態依然今一つでありますでしょうか。



【小林】その点について



は良く聞いております。休憩所もないという事ですので今後はそうした設備の改善と湯量の問題が解決されれば良くなると思います。

【松井】ここで話題を変えまして、人口定住策についてお聞きしたいと思います。

【西村】我々商業者としては、消費人口を増すことは商いに大きく影響して参ります。



土地の問題、人口増加策について何か……

【奥野】市の方では何か計画があるようですが、



人を増すには若い人の働く場所が必要であります。したがって既に完成している波根の工業団地の分譲を完全に達成する必要があります。しかし現在、工場誘致を考えても、メーカーは、円高メ리트を生かし、又低コストで生産が出来る等により、東南アジアなど外国で生産を行う傾向が強くなつてきており、今後、製造業等の誘致もむずかしくなつてくると思われまふ。そこで、これからの日本の産業構造は変わつてくると思っています。

特にこれからはソフト産業が中心になるのではないかと思うのでこういつたチャンスをつかみ、大田市に働く場所を作っていく必要があると思ひます。

【實船】仁摩町においても昭和四十年に七、七十二二人が平成六年に五、四二五人に減少しておりまふ。平成元年より急激に減少しており、特に、子供の減少が目につきまふ。商工会として何か対策は。

【菅森】この問題は、仁摩町とか大田市とか個々で考えるのではなく、大田市、遼摩郡一体として考える必要があると思ひます。特に大田市は、工業団地を造られておりまふ。これ等に早く工場を誘致して働く場を確保していただきたい、いくら住宅を造つても働く場が必要であります。

【奥野】せっかくの工業団地ですので我々も工場誘致には積極的に取り組んで参りたいと思ひます。

【和田】温泉津町の場合定住対策の一つとして松山地区に宅地を造成し売り出しておりますが、町制施工時一一、五二三人の人口が平成二年には四、八六三人に減少しており、非常に寂しく思つております。小林副会長さんにこの定住対策についてお話を伺いたいと思ひます。

【小林】人口定住対策として町では、松山ハイランドとして二七区画、その他に十三区画を計画致しております。又、変わったところでは、若者定住対策として結婚対策を打ち出してあります。結婚しますとお祝金、仲人に対しては奨励金又、雇用対策としても奨励金制度を取入れてあります。

Ｕターン者に対しては、就職祝金、又住宅融資の利子補給制度、研修派遣事業等色々定住対策を行つております。又大田市、遼摩郡、及びハローワーク大田では高卒予定者を対象に管内企業視察も行つております。

県内の石見部では、新卒者の八〇％が県外、二〇％が県内就職という状況ですが、出雲部ではその反対の状況であります。就職の場が無いのが大きな原因であります。ある先生の話によりますと石見地方は、出稼指向があるようだが、一度出て一旗上げて帰つてくるという背景があるようですが、Ｕターン者を積極的に求める必要があります。その為には通勤圏内に就職の場を考える事が大切だと思ひます。いずれにしても大変な問題だと思ひます。



予算が必要といった事を検討しておく事が大切だと思ひます。又、街づくりにしても、商業者だけでなく、行政にも入っていただくとか、又、観光についても観光業者だけでなく農業関係、漁業関係等、他分野の方も入って一緒に研究していく事も必要だと思ひます。

【奥野】計画が計画倒れにならないように、少しでも努力して参りたいと思つておりますので、今後共御協力をお願い致します。

【松井】仁摩、温泉津についてのみ只今のお話しはどうでございますか。

【菅森】やはりこの問題は行政に入つていただきたい事を進めませんと、なかなかうまくいかない事が多くあります。又、商工会の会議にしても出る人はいつも同じ顔ぶれが多く、むずかしいもので

す。何か良い知恵を教えして下さい。(笑)

【小林】温泉津町では活性化推進協議会を作つておりますが、これだけではだめだと思ひます。その中に行政が入つて事業計画を作成し、それを推進する為の受皿を作る事が大切であり、例えば、第三セクター方式でも良いと思ひますし、その中に商工会が入つていく事も必要だと思ひます。さらに活性化を図る中で、役場の若手職員と商工会青年部等がガッチリ手を組んで町の活性化をいかに進めて行くか真剣に研究する事が必要だと思ひます。

【奥野】会議の為の会議ではなく、その中で色々意見を出し、知恵を出していただき、又皆んなで行政の協力を得れる体制を作つていく事が大切であり、県に対しても、

基盤作りについて提言していく必要があると思ひます。

【渡辺】確かにいわれた通りであります。提言してもそれをフォローしていかななくてはだめだと思ひます。

我々広報委員は、次回には皆さん方経済団体の長と、市長、仁摩町長、温泉津町長三名様を交えてこの様な会を設定してもよいのではないかと思つておりますし、法人会の会報を通じてPRが出来るものと確信しております。

【松井】只今渡辺委員長が申されましたように、次回を考えながら本日の対談を終らせていただきます。奥野会頭さん、菅森会長さん、小林副会長さん三氏にはご多忙の折にもかかわらず長時間ご対談いただき誠にありがとうございました。

## 税のこぼれ話

もつたいない

「もつたいない」ということばは、「勿体」つまり物の本体が失われて惜しいという意味ですが、テレビや家具、自動車までが使い捨てにされる時代、全国の年間のゴミの量は東京ドームの約百三十杯分にもなるそうです。全国の自治体が

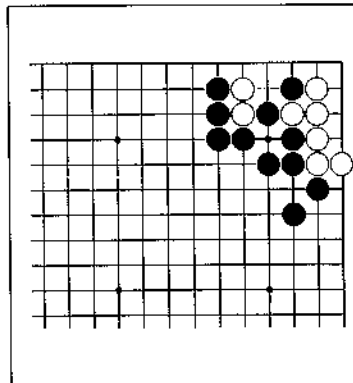
これらの一般家庭から出されるゴミを処理するために年間約一兆円も負担しています。もちろん、これらのほとんどは税金から賄われることとなります。そこで、処理費用の増加や有効利用の観点から、昨今、リサイクル運

動が活発ですが、江戸時代から続くリサイクルの知恵として「一升瓶」があります。最近では、使い捨ての缶やプラスチック容器に押し入れ気味ですが、何もかも使い捨てというのは実に「もつたいない」話です。

先人に学び、これからは「もつたいない」という気持ちでゴミを見直してみても必要ではないでしょうか。

## 囲碁問題

ひと目の手筋 ●黒番





# 全法連報告

## 1. 活動の基本方針

(1) 昨年制定した「法人会の基本的指針」について、さらに内外への周知徹底を図る。

(2) 「基本的指針」に十分対応できる組織づくり」に努めるとともに、会活動の充実を図る。

## 2. 主な事業計画

(1) 組織の充実・強化  
イ・会員増強

会員数の着実な増加を図るとともに、全国的にバランスのとれた加入率の確保を目指し、次の方針により会員増強を行う。

(4) 加入率が全国平均加入率に達していない単位数にあっては、できるだけ早期にこの目標を達成するよう努力する。

特に加入率が60%に達していない県連においては、平成8年度末

までに60%達成を目指すものとする。

(ロ) 全国平均加入率を達成している単位数にあっては、加入率の維持に努めることを基本姿勢として会員増強を行う。

ロ・会員に密着した組織づくりの推進

単位数における支部組織等(支部・地区等)は、会員の声を吸収しつつ、会員や地域に密着した活動を展開するために必要不可欠であり、また、現実に会員増強や研修活動等の充実を図る上で、その果たす役割は極めて大きい。支部組織のより一層の充実を図る。

ハ・青年・女性部会の育成

青年部会については、昨年度から「二か年計画」で全単位数に青年部会を設置することとしているが、本年度も引き続き青年部会の設置を強力に推進する。

また、全国の青年部会員の研修と交流を目的として毎年開催されてきた「法人会全国青年の集い」については、年を追うごとに内容が充実し、青年部会活動の発展に大きな役割を果たしてきた。このため、本年度もより一層、内容の充実を図る。

さらに、青年部会活動のより一層の充実を図るため、今年度から全法連青年部会連絡協議会において、青年部会の今後の活動のあり方について検討を行う。

## (2) 研修活動の充実

研修活動は「会員の積極的な自己啓発を支援する」ための最重要事業であることから、「研修参加者倍増運動」によって質と量ともに高められた研修活動の水準をさらに維持発展させるため、県連に対する恒常的な表彰制度を創設すること等により、

積極的な活動の展開を図る。

## (3) 税制改正等への対応

本年度も昨年までの基本的スタンスを維持しつつ「第二次税制改革」の早期実現を目指すこととし、高齢化社会における国民負担のあり方および消費税のあり方等についてさらに検討を深め、わが国の将来を展望した建設的な提言を行うとともに、「税のオピニオンリーダー」としての活動の充実に努める。

## (4) 地域社会への貢献

「法人会の基本的指針」に社会の健全な発展に資する活動が盛り込まれ、新たに、地域社会への貢献活動の展開を目指すこととなった。

このため、本年度から、単位数に対する「地域社会貢献基金」を創設し、地域社会に対する貢献活動への気運を醸成する。

## (5) 広報活動の充実

本年度も「法人会の基本的指針」を内外に周知徹底し、会活動への参加意識の向上と法人会のイメージアップを図るため、積極的な広報活動を展開する。

また、テレビ等による広報、「税の広報と税金クイズ」等についてもさらに充実を図る。

## (6) 福利厚生制度の推進

本年度も各種福利厚生制度の充実を図り、積極的な推進に努める。特に、大型保障制度については、支部段階においても積極的に推進活動を展開し、平成7年度末までに役員加入率60%達成を目指すとともに、平成6年度の新規加入目標を一万六千社とし、その達成を図る。

全法連では以上のように今年度の計画がなされています。

(副会長 和田俊二)

# 新借地借家法による借地権について

## 遊休地を有効に活用するために……………

二十五号、並に二十六号にて、新「借地借家法」

(平成三年十月公布・平成四年八月施行)による五種類の借地権と、既存の借地権について

- (1) 既存の借地権 (堅固・非堅固)
  - (2) 普通借地権
  - (3) 一般定期借地権
  - (4) 建物譲渡特約付借地権
  - (5) 事業用借地権
  - (6) 一時使用目的の借地権
- 以上六種のうち、説明未済の(4)建物譲渡特約付借地権と、(5)事業用借地権について説明します。

**建物譲渡特約付借地権について**  
この借地権は、借地権を設定した後、三〇年以上を経過した日に、借地権を消滅させるため、借

地権の目的である土地上の建物を相当な対価で譲渡する旨の特約を有効とするものです。

長期型借地権 (一般定期借地権) と比べて、一定の期間の経過により借地権が消滅する点は同じですが、期間が三〇年以上と長期の定期借地権の五〇年より短いこと、借地権消滅時に借地権設定者が建物を買い取ること、借地権の設定時、公正証書等の文書により特約を定める必要がないこと等が異なります。

此の借地権を設定する場合の留意点は、  
(一) 三〇年後の建物買取り、借地権消滅を担保するための方策を講じておくこと  
(二) 建物の譲渡の相当な対

価について特約を結んでおくこと

(三) 借地権消滅後の建物の利用関係、賃料などについて特約を結んでおくこと

### 事業用借地権

専ら事業の用に供する建物 (居住の用に供するものを除く、随って賃貸マンション等は該当しない) の所有を目的とし、かつ、存続期間を一〇年以上二〇年以下として借地権を設定する場合には、借地権の存続期間、法定更新、再築による期間の延長等の規定、ならびに建物買取請求権及び建物再築の代諾許可の規定は適用しないことになっていきます。したがって、存続期間が満了すると、土

地は更地で返還されることとなります。

なお、事業用借地権を設定する場合には、公正証書によってしなければならず、公正証書によらないでなされた契約は、事業用借地権としての効力はなく、普通借地権となるものと解されます。

また、事業用借地権であることを第三者に対抗するには登記が必要であります。

### 定期借地権の設定に伴う課税について

新法は、新たな借地の供給を促進する期待をこめて、定期借地権を創設しました。

- ・借地期間一〇年以上二〇年の事業用借地権
- ・借地期間三〇年以上の建物譲渡特約付借地権

・借地期間五〇年以上の一般定期借地権

以上であります。これらの制定に伴う税法の法令や、通達が遅れたため、制度の活用、普及が進んでいなかった。

本会報の前号発刊時にも、定期借地権設定時に地主が賃借人から受ける保証金 (無利息で、期間満了時に返還) の運用するとした場合の経情的利益に対する課税、或は、相続税などの算定の際必要となる定期借地権、および定期借地権の目的となっている宅地 (底地) の評価方法について、明らかにされていなかった。そこで、学会の通説をご参考までに紹介する予定であったが、本年二月それらについて国税庁より公表され、解説書も最近発刊されたので本稿では省略することとしました。

(不動産鑑定士 渡辺常弘)

# 確定申告の状況

## 〔所得税〕

広島国税局管内（中国五県）の平成5年分申告所得税の確定申告状況は次のとおりです。

### ○全体の状況

納税人員は前年を一回下回ったものの、所得金額は前年より一%、申告納税額も四%前年を上回る結果となっています。

### ○営業所得者

納税人員・所得金額及び申告納税額のいずれも前年を下回り景気低迷の影響をうかがわせる結果となりました。

### ○農業所得者

冷夏長雨の影響により水稲の作況が大幅に低下したことや果樹の作柄が不良であったことを反映して人員・所得・税額のいずれもが減少したものと考えられます。

とされています。

### ○その他の事業所得者

（医師、弁護士、外交員などの自由業者や漁業所得者など）

### ○納税人員、所得金額及び申告納税額とも営業所得者同様それぞれ前年を下回る結果となっています。

### ○その他所得者

人員・所得・税額のいずれも前年を上回っています。

### ○還付申告

譲渡所得の増加が原因と考えられます。

### ○還付申告

還付申告の提出人員は四十六万七千人で前年より七%増加しました。

## 〔消費税〕

平成5年分の個人事業者の消費税の確定申告状況は、納税申告件数は前

年より2%増加したものの納税額は前年を下回りました。

なお、納税申告のうち

簡易課税制度を選択した申告は、件数で二万五千件、割合で六四%となっています。

## 〔適正公平な課税の確保〕

税務署では、資料情報などからみて申告義務がありながら申告していないと認められる者に対して、早期に接触して申告を求めることとしています。

さらに、納税者の方から提出された所得税、消費税の確定申告書についても、個々の申告内容を検討の上、申告内容に問題があると認められる者に対しては、必要に応じて調査を実施するなどして、適正公平な課税の確保に努めることとしています。

平成5年分 申告所得税の確定申告状況

区分	広島国税局管内			石見大田税務署管内		
	課税人員 千人	所得金額 百万円	申告納税額 百万円	課税人員 人	所得金額 百万円	申告納税額 百万円
営業	95% 142	93% 432,957	88% 29,476	95% 860	99% 3,107	99% 257
その他事業	99% 54	99% 237,522	99% 25,559	99% 561	101% 2,002	103% 198
農業	82% 10	84% 26,437	87% 1,306	79% 41	95% 131	161% 9
その他	102% 349	104% 1,872,097	109% 127,079	106% 1,793	107% 7,176	113% 345
計	99% 554	101% 2,569,012	104% 183,421	101% 3,255	104% 12,416	106% 808

（注）上段は前年比を記載した。

平成5年分 個人課税事業者の消費税の確定申告状況

区分	広島国税局管内					石見大田税務署管内						
	申告 件数	一般		簡易 課税 割合	納税 申告額 百万円	申告 件数	一般		簡易 課税 割合	納税 申告額 百万円		
		内還付	内還付				内還付	内還付				
平成5年分	百件 405	百件 149	百件 7	百件 257	% 63	百万円 11,896	件 446	件 125	件 4	件 321	% 72	百万円 185
対前年割合	% 102	% 109	% 83	% 98	—	% 94	% 106	% 105	% 100	% 107	—	% 100

おべに孫右衛門縁起  
(銀山最初の悲劇)

石村勝郎

石見銀山の本格開発は、筑前博多の回船問屋、神屋寿貞の、大永六年(一五二六)三月二十三日の入山から始まった。

寿貞は雲州杵築。鷺浦の銅山主。三島清右衛門、および大工の吉田与三右衛門、藤左衛門兄弟、尾紅孫右衛門、ほかに掘り子、手子、柄山負などの人数をそろえ、清水谷から仙の山(五三七・五三)の中腹をめざした。

の沖から銀光の立つのを見た、仙の山の東北側の本谷、石銀の福石と呼ばれる鉱床のある地帯だった。

足利直冬が掘ったところについては「地を穿つことを知らざれば、露銀尽きて山衰えたり」と、しるされているが、寿貞は新しい工法の「石を穿ち、地を掘った」ので、生産があがったという。

福石鉱床とは

本谷と石銀の福石鉱床とは、第三紀層(砂岩、頁岩、凝灰岩)の上の部分の集塊質凝灰岩の中に含まれていて、沢山な細脈群や、凝灰岩を鉱染す

る形でできている銀鉱をさし、おもな鉱脈は東から西に近い方向で走っている。

銀鉱は輝銀鉱と、それが酸化した自然銀(銀寄生と呼ばれる)とで成り立っていて、凝灰岩の中の角礫状の塊の周囲を鉱染している。鉱床は東西三百尺、南北二百尺、高さ百尺の範囲で広がり、地上から二十尺から五十尺ほど掘ると出てくる。

銀を含んだ凝灰岩質のことを「集塊岩質富士岩」と呼んでいる。この地質は形成されるとき、地下から鉱石の液が、玉のように吹きあげて出来たといわれる。

孫右衛門の恋

吉田与三右衛門兄弟と孫右衛門の三人は、それぞれ掘り頭となって、別々に稼所を構えて間歩を掘り、鉱(鉱脈)を追いつ、採掘した鉱石は馬路の鞆

の浦から、博多へ送り、吹屋で製錬していた。

生産のピッチがあがるにつれ、銀山へ集まる人がふえた。鉱山には独得な職階制があつて、それがきびしく守られ、人情は親子のように美しかった。

然し、稼所が三つのグループにわかれていようと、いつしか採鉱を競うようになり、お互いのにらみあいから、いやがらせに発展し、坑夫頭の吉田兄弟と孫右衛門は、いやでも対立するハメになった。

そんなとき、孫右衛門が取りついていた「尾紅山」は、良脈に掘り当たり、生産がぐんとのびた。もう一つ、悪いことに

与三右衛門の妻のおたかと孫右衛門は、いつしか人目を忍ぶ中になつてしまつていたことだった。

二人が運命のいたずらで、柄山置場の傍らの、

草のしとねで契りを結んだとき、暴力をふるう与三右衛門に毎日苦しめられていたおたかは、初めて温い人の心につれた気がしたし、独身の孫右衛門のぎこちなさが、とても新鮮に思えた。

孫右衛門は、初めは罪悪感に悩まされたが、何回も会っているうちに、そんな負い目は、いつしか消えていった。

男と女の関係は、こうしてのつびきならぬものになつていった。

寿貞と共に入山して、既に二年余りの歳月がたつていた。

孫右衛門の死とタタリ

大永八年八月十八日の夕方、尾紅間歩の外へ孫右衛門を呼び出した与三右衛門は、銀生産の劣等感と妻の不倫の二重の怒りに燃え、頼みごとがあるようなふうを装おつて近づき、金槌で力まかせ

に孫右衛門の頭を一撃した。

惨劇があつたあくる日から、むざんな姿の孫右衛門が、与三右衛門の目のさきにもちらつき、やがて毎日のように、寒けと発熱が続いた。

「タタリ」

そんなことがあるものか、幻影を必死にふりはらおうとするが、

「おのれ与三右衛門、お前にもこの苦しみを味わせてやる」

孫右衛門の無念の顔が、夜になると、ほの暗い灯芯のかげからあらわれてくる。

与三右衛門山では、与三右衛門と同じ症状で苦しむ者が出てきた。落盤事故も続出した。夜になると尾紅間歩から人魂が出てくるといふデマが、人々を恐怖に陥れた。

こんなさわざの最中に、与三右衛門の妻のおたか

が、坑夫長屋の裏の松で、首をくくって死んだ。

孫右衛門のあとを追つた自殺であるし、暴力をふるう与三右衛門に対する抗議でもあつた。

山は益々混乱し、産銀はみるみるうちに、ガタ落ちになつた。

驚いた神屋の番頭、小田藤左衛門と三島清右衛門は、

「どうしたものか」

と、相談を重ね、与三右衛門に聞いただして、孫右衛門の遺体を掘り出して、本谷の奥に手厚く葬つた。

山神宮の由来

さらに、そのころ石銀にあつた清水寺に「銀峰山・山神宮」と名づけて祠をつくり、孫右衛門の霊に「土山津見」とおくり名して、懇ろな祭典を営んだ。

孫右衛門の霊を祀ると、不思議なことに、タタリ

の現象がおさまつた。しばらくすると、良鉱にぶつかり、本谷と石銀は、前にも増して山は増産に入つた。

この現象を目の前に見て、びつくりした出土谷、毘布山谷、栃畑谷、大谷で働く掘り子たちは、霊験にあやかりたいと、中曾根にある「佐毘売山神社」の境内に、孫右衛門を祀る妻山祠を建立して、盛山を祈つた。

孫右衛門の霊を土山津見と名づけたのは、山の神霊、大山津見神に対し、この神に仕える霊という意味で、「大」を「土」としたものだ。

また妻山神という意味は、山神さんの脇にあつて、山神さんに従う「妻」という意味をこめた。

清水寺に祀られている「山神宮」は、清水寺が清水谷に移り、次いで休谷に移転すると共に、一



孫右衛門を祀る山神宮（清水寺）

緒に引越しし、いまは清水寺のすぐ裏の、天神社に合祀されている。

江戸末期、文化十三年（一八一六）の間歩改めには、石銀の谷に尾紅山、与三右衛門山の名が、三百年をへて、なお残されているのは面白い。

（註）この文の中の「大工」とは、現在の大工とは意味が異り、熟練坑夫のことをさしている。

「掘り子」は銀掘り、下財ともいう。「手子」は掘り子の助手、「柄山」は鉱石分を含まない、素石のこと。

なお、石見銀山の古絵図を見ると、本谷から石銀にかけての斜面に、「尾紅の段」「尾紅ヶ谷」「尾紅ヶ池」「尾紅鉉」「尾紅坑」「尾紅山」などと、やたらに地名に尾紅が出てくる。

また文書では「於紅」「御紅」「お紅」といったさまざまな文字の使い方がしてある。

このことは銀山開発の初期に、孫右衛門がずばぬけた実績をしるし、また孫右衛門殺害という事件が、のちのちまでも、深い傷痕や恐怖など、想像のつかないほどの波紋を残したことを、地名や文書が謎を語りかけている。

## 企業訪問

# わが社の経歴



協同組合

仁摩シヨッピングセンター

代表理事 森山成樹

(出資金 一、三五六万円  
従業員 二十三名)



仁摩町は、町内人口五七〇〇余人を有しながらも、町内にはさしたる商業集積も商店街もなく、町内消費者に不便を強いてまいりました。また他の地方町村と同様に高齢化を迎えようとしております。多くの中高年層の消費者は、車で何十分もかけて買物に出かけるより、近くて便利な商業施設の利用を望んでいると思われまふ。この様な環境の中で、私たちは店舗共同化により町内ニーズに対応できる商品の品揃えと店舗づくりを目指し、平成四年八月に協同組合を設立致しました。そして、仁摩町内で小売業を営む経営者六名を組合構成員として店舗共同化にのり出し、平成五年三月、約二〇〇台の車を収容できる駐車場を擁した、売場面積一、二三〇・一六㎡という当町では初めての

大型シヨッピングセンターをオープン致しました。平成三年度には、国道九号線沿いに仁摩サンドミュージアムがオープンし、それに隣接して、四季折々の自然美に囲まれた下で老いも若きも憩う目的で、健康公園も整備されました。またその周辺に土産物店やレストラン等も開店しており、国



道九号線沿いが非常に活性化しております。当店もより多くのお客様にご利用して頂けるよう、国道九号線沿いであり健康公園に五〇〇㎡と近接した位置にあります。「ビーバード」という店名につきましては、仁摩の町の空、太陽、海、砂、山々という自然をテーマとし、その自然のも





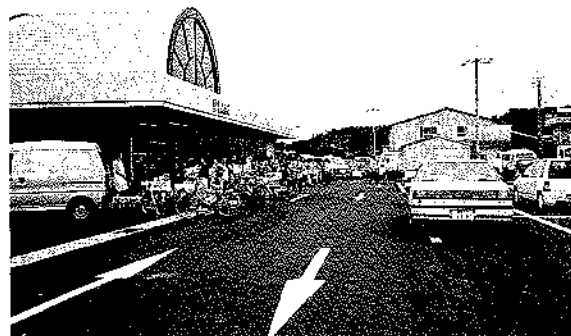
つ豊かさ、優しさ、そして活力の象徴として「鳥」の「Bird」が連想されることに由来しています。そして私たちの生活にとけこんだ自然を大切にしながらさらなる飛躍への願いをこめて「鳥が存在している」「Bird exists」という店名にさせて頂きました。当店は「地域と共に前進」を理念とし、多様化する消費者ニーズ、消費者のライフスタイルの変化に対応した楽しく快適な買物空間を作ることが目標としております。また当店は七店舗で営業を行っておりその営業業種は、総合食品、家庭用品、日用雑貨、化粧品、靴履物、総合衣料品、呉服、寝具、ギフト、文具、書籍の他、ファーストフード、遊戯施設など多岐にわたっております。

今まで仁摩町の町内消

費は流出が多くみられ、近隣市町村、特に最大の流出先である大田市への流出増大傾向が目立っております。当店は、仁摩町の消費者の満足の得られる豊富な品揃えと鮮度・品質の良い商品の確保に努め、また今まで流出先であった近接市町村の皆様にも、安全に安心して買物を楽しんで頂けるよう広い駐車場を完備しております。

また旧態依然とした経営を一扫し、商業経営近代化を目指して商品管理を徹底して実施し、数値を正確に把握するとともに、利益管理をコントロールするためコンピュータを導入し、大田ショッピングセンターとのオンライン化も実

施しております。これからも「笑顔でありがとう」をキャッチフレーズに、常にお客様の視点に立ち、皆様信頼して頂き尚かつ愛して頂きますよう、社員一同頑張ってまいります。今後とも皆様方のご支援ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



# 税制改正の概要

平成六年度の税制改正は、最近の社会情勢に対応するため、土地、住宅税制についての改正、所得税の特別減税、交際費使途秘匿金に対する課税強化、相続税の減税等の改正が行われました。

以下皆様にも関係の深い事項について説明致します。

## 法人関係

一、交際費等の損金不算入  
今回の改正で資本金五千万円以下の法人の交際費等について、現行で認めている定額控除額以下の金額損金算入を改め、一〇％に相当する額については損金不算入とすることとなりました。交際費等については、

濫費の支出の抑制、支出側の任意の意志による経費処理が、行われ易く、不正の温床になりかねない等の理由により税法では、原則として全面的に損金不算入とされています。

ただし中小企業については次の様な定額控除を設けていました。

- 資本金一千万円以下の法人 年四百万円
- 資本金一千万円超五千万円以下の法人 年三百万円

今回の改正でこの定額控除以下の部分についても一〇％に相当する額が損金不算入となりました。なお定額控除を超える部分は従前どおり損金不算入です。

## 二、使途秘匿金に対する追加課税

企業が税務当局に対して相手方の氏名等を秘匿する様な支出は、違法な支出や不当な支出が多いようです。

今迄使途不明金については、経費とは認めず、三七・五％の法人税のほか地方税も含めて約五〇％の実効税率を掛けていました。今回の改正で、更に四〇％の追加課税することになりました。

この結果連動する地方税を合わせた税負担は、実効税率で約九七％になり、企業は使途秘匿金とほぼ同額の税金を納めることとなります。

この制度は法人が、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に支出する使途秘匿金について、二年間の時限措置として適用されることとなっております。

## 三、有限会社の最低資本金の増資の非課税措置

最低資本金の経過規定の終了期限（八年三月三十一日）まであと二年と迫っています。

最低資本金に達する迄の増資については、株式会社の場合には既に税の優遇措置がありますが、今回有限会社についてもその措置が設けられました。

従来有限会社については、利益準備金の資本組入等の規定がなかったこと等で法律上の手当が難かしいとされてきました。そこで今回の税制改正により平成六年四月一日から平成八年三月三十一日迄に、有限会社から受ける利益の配当について、最低資本金をクリアするたための出資の払込みにあてられた部分については、株式会社の場合と同様所得税を課さないこととされました。

## 四、長期所有土地から減価却資産への買換

特定の事業用資産の買換特例の改正では、平成三年に廃止された、十四号（個人）十五号（法人）買換と呼ばれていた買換が復活しました。

従来この特例は、所有期間が十年を越える土地等を譲渡し、買換資産として、事業用の減価償却資産を取得した場合に八〇％の課税の繰延が認められていました。

今回復活した特例の内容は、昭和五十六年十二月三十一日以前に取得した土地等、建物、構築物を譲渡し、買換資産として既成市街地等（首都圏、近畿圏等）以外の地域内にある建物構築物、機械装置を取得した場合に八〇％の課税の繰延が認められることとなりました。期間は平成六年一月一日から平成七年三月三十一日迄です。

■市町村民税

法人等の資本等の金額の区分	市町村内の 従業員数	制限税率(年額)	
		現 行	改正案
50億円を超えるもの	50人超	3,600千円	3,600千円
10億円を超え50億円以下のもの	50人超	2,100千円	2,100千円
10億円を超えるもの	50人以下	480千円	492千円
1億円を超え10億円以下のもの	50人超	480千円	480千円
	50人以下	180千円	192千円
1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	180千円	180千円
	50人以下	144千円	156千円
1千万円以下のもの	50人超	144千円	144千円
	50人以下	48千円	60千円

■道府県民税

法人等の資本等の金額の区分	標準税率(年額)	
	現 行	改正案
50億円を超えるもの	75万円	80万円
10億円を超え50億円以下のもの	50万円	54万円
1億円を超え10億円以下のもの	10万円	13万円
1千万円を超え1億円以下のもの	3万円	5万円
1千万円以下のもの	1万円	2万円

※平成6年4月1日以降に事業年度が終了する法人から適用されます。

五、法人住民税の均等割の改正  
 法人住民税については均等割の税率が次のように引き上げられます。

個人関係

一、特別減税

一年間限りの特例措置として所得税、住民税合わせて、総額で約五兆円あまりの特別減税が実施されることとなりました。今回の減税は、納税者が平成六年(住民税は平成六年度)に支払う税額から一律二〇%を差引く定率税額控除方式が採用されました。最高限度額は所得税で二〇〇万円、住民税で二〇万円となっています。

(1) 給与所得者に対する特別減税の実施方法  
 平成六年の一月から六月までの間に支払われる給与等については、その源泉徴収税額の二〇%相当額(最高一〇〇万円)を六月から七月に還付します。七月から十二月までについては、年末調整の段階で還付されます。

(2) 事業所得者に対する特別減税の実施方法

自営業者の所得税についてはは来年三月の確定申告の際に、納付する所得税額から特別減税額を控除する方式で行われます。また予定納税する事業者にあつては、特別減税を加味して、予定納税基準額を計算出来ることとされました。

(3) 個人住民税の特別減税  
 給与所得者に係る特別減税は、平成六年六月及び七月においては徴収せず、特別減税後の年税額を同年八月から平成七年五月までの一〇ヶ月間で徴収することとされています。

事業所得者に対する特別減税は、普通徴収の際原則として平成六年六月分(第一期)の納付税額から特別減税額の全額を控除することとされています。

二、相続税の改正

(1) 税率区分の拡大  
 相続税の税負担を緩和するため次の様に税率構造の見直しが行われた。

現 行	税率	改 正 案	税率
700万円以下の金額	10%	800万円以下の金額	10%
1,400万円	15%	1,600万円	15%
2,500万円	20%	3,000万円	20%
4,000万円	25%	5,000万円	25%
6,500万円	30%	1億円	30%
1億円	35%		
1億5,000万円	40%	2億円	40%
2億円	45%		
2億7,000万円	50%	4億円	50%
3億5,000万円	55%		
4億5,000万円	60%	20億円	60%
10億円	65%		
10億円超の金額	70%	20億円超の金額	70%

(2) 基礎控除額の引上げ  
 相続税の基礎控除額は定額控除が四八〇〇万円から五〇〇〇万円に、また、法定相続人比例控除についても、法定相続人一人につき九五〇万円から一〇〇〇万円に引き上げられました。この結果法定相続人が三人(妻と子供二人)の場合の基礎控除額が八〇〇〇万円となり三五〇万程度引上げられました。

(3) 配偶者の税額軽減措置  
 配偶者の税額軽減についても最低保障額が八〇〇万円から一億六千万円と大巾に引き上げられました。

三、住宅資金贈与の特例  
 限度額の引上げ

住宅を取得するため父母等から資金の援助を受けた場合の贈与税の特例限度額が、五〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げられました。その他床面積基準、所得基準も若干緩和されています。

以上平成六年度の税制改正の内、関係がありそうなものの概要を説明致しました。

紙面の都合で説明不足の点が多々あると思いますが、適用がありそうな事項がありましたら、その細部について御研究戴き、事業経営に御活用して戴ければ幸いです。

(竹下税理士)

# 非違事例

## 最近の法人税調査における非違事例

### 法人税関係

#### (1) 売上除外等

サービスを営むA社は、代表者の老後資金の捻出を目的に、日々の現金売上を無作為に除外し、代表者及び家族名義の郵便貯金等を数一〇口作り、五期に四、〇〇〇万円の売上を除外していた。この結果重加算税を含め二、〇〇〇万円の法人税及び消費税三〇万円を追徴された。

(2) 利益操作

建設業を営むB社は当期の利益が前期より大幅に増加すると見込まれた。

このため、経理担当者に指示し、完成工事に係る工事台帳を書き換えさせ、未完成工事に振り替えるなどの不正な経理を行い三〇〇〇万円の法人所得を除外していた。

(3) 架空人件費

建設設備工事業を営むC社は勤務実態のない代表者の母が、あたかも従事しているかのように賃金台帳・出勤簿を偽造し、架空人件費を計上し、母親に対する小遣いとしたり、

代表者の遊興費に費消するなど、三期に六〇〇万円の法人所得を除外していた。

(4) 他科目交際費

物品小売業を営むD社は例年接待交際費が限度額を超えるため、

あなたも従業員の福利厚生目的で支出したかのごとく経理操作を行い、三期に渡り五〇〇万円の交際費の限度額課税を逃れていた。

(5) 除却損

この結果重加算税を含め二五〇万円の法人税を追徴された。

製造業を営むE社は関連法人のF社が機械を購入する際、自社が所有している機械を下取りに出しているにもかかわらず、廃棄処分したかのように書類を作成し除却損を計上、

また、実際には期末後に取得した機械を年度内に取得したかの如く書類を作成し減価償却費を計上するなど、

八〇〇万円の法人所得を除外していた。

この結果重加算税を含め一六〇万円の法人税及び消費税六万円を追徴された。

### 消費税関係

石油販売業を営むG社(簡易課税事業者)は一般顧客に対する売上(二種事業)が二五%を超えるにもかかわらず、御売(一種事業)として申告を行っていた。(区分経理が適切に行なわれていなかった。)

この結果、消費税額一九〇万円を追徴された。

源泉所得税関係

受託加工業を営むH社は従業員の確保のため、従業員の給与が年間一〇〇万円を超えないように調整する目的で、従業員親族等の名義を利用し給与を分散し源泉所得税の課税をしていなかった。

この結果、重加算税を含め源泉所得税を五期一八〇万円追徴された。



# 石見銀山・根ほり葉ほり

## 享保の大飢饉は

### 蝗か、ウンカか

石村 勝郎

ことしのニュースのなかの一つに、われわれの生活をおびやかした、米不足によるパニックがある。人間の醜さが各地で見られた。

米パニックで思い出したのは、おなじみの「いも代官・井戸平左衛門」が登場する享保の大飢饉である。享保十七年（一七三二）から翌年の十八年初めにかけての被災者は二百六十五万人、徳川実紀によると餓死者は西日本で、九十六万九千人とあるので、平成の米パニックとは、くらべものにならない大惨害だった。江戸時代の「村」は、毎年のように旱害、虫害、

九月、西日本各地に送った米についての通達には蝗災とあり、同十二月作事奉行や大名領に出した、飢饉についての対策を示す文書にも蝗災としてある。

松江藩が同十月に、幕府に出した届け書には「稲虫」（蝗のこと）と表現しているなど、公文書は蝗としてい

#### 農村ではうんか

一方、江津市渡津の長徳寺にある「いも代官」を称える「暉恩伝」には「うんか」とし、邇摩郡今浦に残る文書には「享保十七年子ノ七月大うんか虫付候」と見え、浜田の国学者、藤井宗雄著の「石見年表」の享保十七年の項に「海蚊ト云フ害虫海上ヨリ来ルト云フ」としてしている。公文書が蝗と表わし、一般人の書き残した文書は「うんか」として、表

現がわかれているのは面白い。

#### 蝗災に間違いない

享保の大飢饉の虫害は、「蝗」か「浮塵子」か。邑智郡江尾村（桜江町）の長谷川嘉平次の覚書によると「（享保十七年）七月十八、十九日までに稲は菰薙の生えたる如くとなり」とある。

#### うんかは稲の汁を吸う

うんかは稲の汁を吸うだけなので、稲は全体に黄色になって枯れる。蝗は穂首をかむので、嘉平次の覚書から見ると蝗害であることは間違いない。三十年余り、稲作の指導に当たっておられた、大田市久手町の元農業改良普及員、高橋道善さん(77)を訪ね、意見を求めたところ、

「蝗害説が強い、蝗の大群に襲われ、一夜で水田が変貌した話しを、古老から聞いています」と語っていた。

#### 混同されている見解

大言海が引用する「除蝗録」によると「蝗をすべてうんかと唱える所多し」とある。

江戸時代の農村では蝗とうんかを混同して表現していたのだろう。

享保の大飢饉は、「いも代官・井戸平左衛門」を生むきっかけにもなった、歴史的な大事件だったが、その原因となった虫害が、あいまいのままである。ぜひ統一見解を出したいものである。古記録にも「米稲を食い尽した蝗が蝟集移動するときは、翅音は数里の外にも聞こえ」とある。



蝗 (いなご)



セジロウンカ トビロウンカ

浮塵子



# 質問 手帖

## 〔質問〕

当社は、先日、法人税の税務調査を受け、修正申告書を提出しました。その後、附帯税の通知がとどき、本日納付いたしました。附帯税について詳しく説明していただけないでしょうか。

## 〔回答〕

附帯税は、申告手続の遅延や懈怠に対する行政罰的なものとして、また延納や納付遅延に対する利息ないしは遅延損害金的なものとして、本税に合せて課される税金であつて、主なものは次のような種類があります。

### ①延滞税

延滞税は、法定納期限までに税金を納付しなかつた場合に課されるもので、法定納期限の翌日から二月を経過する日まで

の期間は未納の税額に年七・三％、その後の期間は一四・六％の割合で計算します。ただし、期限後申告、修正申告、更正又は決定に係る税額の場合には、法定納期限の翌日から、その税額の納期限の翌日以後二月を経過する日までの期間は年七・三％の割合で計算します。

なお、期限内申告書又は期限後申告書の提出後一年以上経過して修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その一年を経過した日から修正申告書の提出又は更正があつた日までの期間は、延滞税の計算期間から除かれます。ただし、その修正申告書が偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は調査があつたことにより更正を予知して提出されたものであると

き及びその更正が偽りその他不正の行為にされたものであるときは、この特例は認められません。

### ②過少申告加算税

過少申告加算税は、過少な申告について更正があつた場合または修正申告書の提出があつた場合に課されるもので、その金額は、更正などによって増加した所得の金額のうち、正当な理由に基づくもの又は重加算税の対象となるものを除いたものに

対応する税額(増差税額)について、その一〇％(増差税額のうち期限内申告書税額と五〇万円とのいづれが多い金額を超える部分については一五％)の割合で課されます。ただし、修正申告書の提出が、調査があつたことよつて更生を受けることを予想してされたものでないときは、課

されません。

### ③重加算税

重加算税は、過少の申告について更正があつた場合又は、修正申告書の提出があつた場合に、これらによつて増加した所得の金額のうち隠ぺい又は仮装に基づく部分の金額があるときに、過少申告加算税の代わりに課されるもので、その金額は、その隠ぺい又は仮装に基づく部分の金額に

基づく部分の金額に対応する税額について三五％の割合で課されます。また、無申告加算税を課される場合において、期限内に申告書を提出しなかつたこと又は期限後に申告書を提出したことが隠ぺい又は仮装に基づくときは、無申告加算税の代わりに重加算税が課されることになつており、その金額は、その決定などにより納付することとなる税額について四〇％

の割合で課されます。

以上、主な附滞税について説明してきましたが、附滞税の額を計算する場合には、その計算の基礎となる税額に一万円未満の端数があるとき、又はその計算の基礎となる税額の金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、附滞税の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満(加算税については、五千円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

なお、これらの附滞税は法人税法上、損金に算入されません。

(竹下税理士)

# 会員親睦ゴルフ大会

## 二度目の優勝 西村禎二氏

(浜覚肥糧株)



第十八回石見大田法人  
会親睦ゴルフ大会がさる  
四月九日(土) 大社カン  
トリークラブに於いて開

催された。

春爛漫、桜の花も満開

又絶好のゴルフ日和で、  
申し分のないコンディシ  
ョン、総勢六十名それぞ  
れ今日こそは?と胸に秘  
め、八時四十五分奥野昌  
平会長の始球式という矢  
先、始球式用のスモーク  
ボールがないない、係が  
用意するのを忘れていた  
のでした。

奥野会長少しも騒がず、  
私のボールで打ちましょ  
うと「ティアップ」参加  
者一同が見守る中、始球  
式開始、奥野会長の一振  
り、ボールはフェアウエ  
イのど真中に飛んでいっ

た、ナイスショット。参  
加者全員拍手拍手。

日頃のコンペと違って  
初顔合せの組合せが多く  
日頃の忙がしさも忘れ、  
心地良くプレーを楽しま  
れた。

昼食事には、ビールを  
口にしながら、好プレー  
珍プレー等と話しながら  
の和気あいあい。

### 表彰式

夕方五時より同ロビー  
に於いて成績発表、表彰  
式と移っていった。

成績は次の通りです。  
優勝 西村 禎二



- 準優勝 神門 奨
- 三位 宇谷 達雄
- 四位 波多野 司

### 優勝者の

### よろこびの声

### 西村 禎二

一月に家庭の不幸が当  
り、クラブを振るのが今  
回が二回目でした。

スタートの一番ホール  
で左の谷へOB、同伴者  
の波多さん、俵さん、優  
勝候補の堀さん等に迷惑  
を掛けない様にと、無心  
に歩いた結果がパーブレ  
ーで終了した。

- 五位 堀 博彦
- B G 賞 小林 栄治
- 創立年次賞 松井 順一
- B B 賞 奥野 昌平
- その他DC賞、DT賞、  
NP賞、飛び賞とどっさ  
り賞品が贈られた。参加  
賞など沢山の賞品があつ  
て参加者の皆さんニコニ  
コ顔で話しがはずみ、和  
やかな内に散会した。



大勢の大会でまさか優  
勝が出来るとは思っても  
いませんでした。

この幸運に恵まれたの  
も良きパートナーのお陰  
で心より感謝いたしてお  
ります。今後一層の精進  
をし、次回も頑張りたい  
と思います。又法人会の  
益々の発展に協力いたし  
ます。

# わが社のふれっしゅさん

- ①どんな動機で入社されましたか
- ②あなたが尊敬する方は
- ③あなたが最近一番良かったことはどんなこと
- ④あなたが最近一番気がかりなことはどんなこと
- ⑤あなたのPRをどうぞ
- ⑥あなたの会社のPRをどうぞ

山陰合同銀行  
田原美香さん



- ①小学校の頃、子供銀行に銀行の人が来ておられた。その頃からごうぎんのお姉さんがあこがれだった。
- ②支店長をはじめとする先輩の方々。公私のけじめがついていると思

うから。

- ③家の裏のツバメが無事巣立ったこと。
- ④阪神タイガースの今後。
- ⑤ウソのつけない正直者。
- ⑥ステキな人の前に立つとすぐ顔がポーツと赤くなります。

- ⑥あこがれのごうぎんのお姉さんに自分になってみて、周囲の先輩方に恵まれ、感謝しています。このページを読んで下さった方々、お取引はぜひごうぎんで!!

山陰合同銀行  
山崎直美さん



- ①金融機関で働くのは夢でしたし、父は農協、母は郵便局なので、私はごうぎんを選びました。

- ②両親。人生の先輩であり、色々な面で相談のつてくれたり、はげましてくれたり、又、社会の厳しさを教えてくれました。

- ③仕事の内容を一つ一つ覚えて理解していくと、順調に仕事ができるようになるのでうれしいです。

- ④仕事の面です。先輩に迷惑をかけているので、正確かつ敏速に仕事のできる立派な行員になりたいです。

- ⑤野球観戦が好きで、阪神タイガースが試合で勝つと、それだけでその日一日、幸せになれるような私です。

- ⑥仕事は大変ですが、明るく楽しい職場です。立派な先輩方に囲まれて仕事ができることをとてもうれしく思っています。
- ①今までの自分にはない知識が得られると思った

森崎窯業  
松村麻子さん



から。

- ②両親。
- ③特にありません。
- ④最近、あまり体を動かすことがないので、体力の衰えが気になります。
- ⑤スポーツが好きで、元氣な所です。
- ⑥恵まれた自然環境の中で仕事が出来ます。瓦のことなら是非「森崎窯業」に御相談下さい。

- ①地元に残り、事務関係の仕事につきたかったから。
- ②今はまだいません。

森崎窯業  
東涼古さん



- ①地元に残り、事務関係の仕事につきたかったから。
- ②今はまだいません。

- ③残念ながら何も無い。
- ④たくさんあって書ききれない。
- ⑤スポーツ、特にバレーボールが好きです。
- ⑥工場の人も事務所の人もみんな明るく優しい人ばかりの会社です。瓦ならモリサキの瓦がNo1です。

- ①事務職に就きたかったから。
- ②両親です。
- ③今のところはありませ
- ④特にありません。
- ⑤これといって目立つところは無いんですけど、性格が明るい所です。
- ⑥明るく楽しい会社だと思

石央セラミックス協同組合  
宮本智恵美さん



- ①事務職に就きたかったから。
- ②両親です。
- ③今のところはありませ
- ④特にありません。
- ⑤これといって目立つところは無いんですけど、性格が明るい所です。
- ⑥明るく楽しい会社だと思

## 掛金は団体割引でしかも全額損金算入できます

節税効果の例（45歳で75歳満了・5,000万円コースに加入の場合、保険料月額75,190円、年額902,280円）

法人税	902,280円 × 0.375 = 338,355円
事業税	902,280円 × 0.12 = 108,274円
県民税	338,355円 × 0.05 = 16,918円
市町村民税	338,355円 × 0.147 = 49,739円
<b>節税額合計</b>	<b>513,286円</b>

この制度にご加入されることにより、課税額が513,286円安くなります。したがって、実質負担額は388,004円と約43%ですみます。（法人税法基本通達9-3-5）

## 途中ご解約時に払戻金があります

解約試算表（主契約のみ月額保険料53,650円）

	解約時 年齢	払込保険料 累計	節税後保険料 累計	解約時 受取金	実質返戻率
45歳加入 （男性） 保険金 5,000万円	50歳	322万円	161万円	200万円	124.2%
	55歳	644万円	322万円	400万円	124.2%
	60歳	966万円	483万円	628万円	130.0%
	65歳	1,288万円	644万円	808万円	125.4%
	70歳	1,610万円	805万円	840万円	104.4%

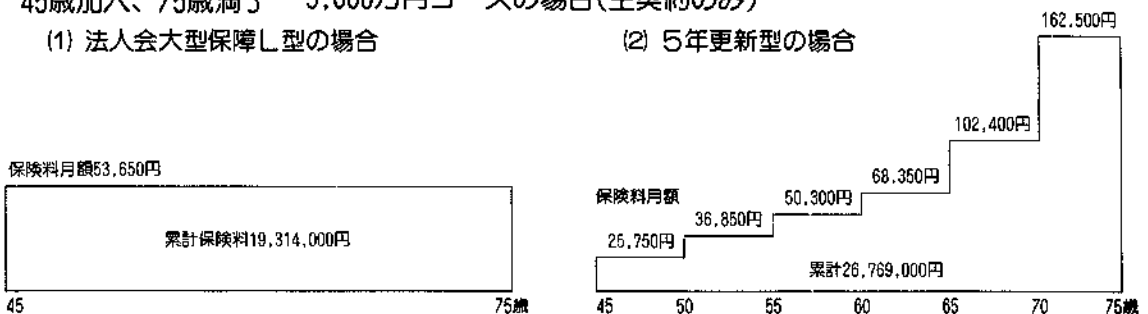
（注）節税後保険料は、法人税等総合税率を50%として算出。  
上記の表は昨年度配当実績に基づいたものです。

## 掛金は保険期間中一定です 更新はありません

45歳加入、75歳満了 5,000万円コースの場合（主契約のみ）

(1) 法人会大型保障し型の場合

(2) 5年更新型の場合



社団法人

石見大田法人会

TEL 08548-2-0765

# 法人会の制度はこんなに有利です

## 『法人会の大型保障制度』

従業員を守る制度や法律はいろいろありますが…

(下表参照)

	労働基準法	最低賃金法	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
経営者	×	×	×	×	○	○
従業員	○	○	○	○	○	○

(労災保険、雇用保険については、特別加入を除く)

現場型、営業マン型経営者にとって力強い内容!!  
勤務時間外も保障致します。

- 24時間保障 ●地震など天災による事故も保障 ●通院・入院・看護・後遺傷害等の保障
- 海外での事故・病気も安心(現地対応) ●割安な保険料 ●全額損金 ●掛金は一定

### ◎こんなにちがう給付金内容!!

(例1) 建設業経営のKさんは、資材置場で作業中、右手小指を切傷し、10日間通院したが障害が残った。  
(5,000万コース加入時)



〈一般の生命保険の場合〉

〈法人会の場合〉

	通院保障	
傷害10万円	10日×11,000円=110,000円	
	後遺障害	
	5,000万円×5%=250万円	
計 10万円	計 2,610,000円	

### 〈特長〉

事故による入院は **1日目** から  
 事故による通院は **1日目** から  
 病気による入院は **5日目** から

※この他にも医療実費が支給されるなど幅広い医療給付が受けられます。

〈注〉経営者の方々は、よほどのことがないかぎり入院はされません。  
入院して1日いくらという保険は本当に経営者のための保険といえるのでしょうか。一度、見直されたら如何がでしょうか?  
この制度は事故による通院・入院は1日目から保障します。

# スーパーがん保険 ■■■ あなたはまだですか！

## 18才～80才まで加入できます。

### 法人契約なら 保険料は損金扱いとなります。

法人が契約者となり、役員及び従業員ならびにそのご家族を被保険者とするご契約の場合、その保険料は支出の都度損金に算入することが認められます。(50,10.6,直審4-75)そこで、会社が保険料を払って、いざという時従業員に保険金を支給するという、福利厚生の一環として導入されるケースが多くなっています。安心して働ける職場環境づくりには是非お役立てください。

個人でご契約になる場合も、次のような税法上の特典があります。

- ① 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76)
- ② 死亡保険金は法定相続人数×500万円までは非課税となります。(相続税12-1-5)
- ③ 給付金は所得税はかかりません。(所得税基本通達9-20,9-21)

### <大田市での支払例>

スーパーがん保険発売直後集団検診で初期の大腸ガンが発見された加入者の方は、入院を伴わない治療で、診断給付金300万円(加入者数3口)の給付を受け、急な病気で金銭的な不安がなく安心して治療に専念できたとのことでした。

### 2口 標準プラン

保障内容	ご本人	ご家族
診断給付金	一時金として <b>200</b> 万円	一時金として <b>120</b> 万円
入院給付金	1日につき <b>3</b> 万円	1日につき <b>2</b> 万円
在宅療養給付金	1ヵ月(30日)の場合 <b>90</b> 万円	1ヵ月(30日)の場合 <b>60</b> 万円
通院給付金	1日につき <b>1</b> 万円	1日につき <b>6</b> 千円
死亡給付金	<b>300</b> 万円	<b>200</b> 万円

※保険料 個人契約 3,580円  
家族契約 5,080円  
(30才 2口加入の場合)

このような場合にお支払いします。

支払い事由 (契約一口につき)

診断給付金	責任開始日以後に初めて「がん」と診断確定され、入院または通院により「がん」の治療を開始したとき。 支払限度：各被保険者1回限り。
入院給付金	① 責任開始日以後に初めて「がん」と診断確定されていること。 ② 責任開始日以後に「がん」の治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院(再入院を含む)していること。 ③ 診断確定日以後の入院であること。
在宅療養給付金	① 入院給付金の支払い事由に該当する入院の後退院し、在宅療養をしていること。 ② その入院が20日以上継続していること。 注：在宅療養給付金については、退院日の翌日以後20日以内に死亡または再入院した場合、下記の通り、所定の金額を次に支払われる給付金・死亡保険金、または死亡払戻金から差し引きます。 またる被保険者………〔20万円－1万円×在宅療養日数〕 従たる被保険者または………〔15万円－7千500円×在宅療養日数〕 子供特約の被保険者………
通院給付金	① 入院給付金の支払い事由に該当する入院の後、退院していること。 ② その入院が20日以上継続していること。 ③ 上記の①②に定める1回の退院の後に「がん」の治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として通院し、その通院が所定の通院期間内の通院であること。 注：通院期間とは、在宅療養給付金が支払われる場合はその在宅療養期間最後の日(在宅療養給付金が支払われない場合は退院日)の翌日以後180日以内の期間をいいます。 支払限度：支払日数は、1回の通院につき30日分、かつ被保険者についてそれぞれ通算して700日分が限度。
死亡保険金	① 責任開始日以後に初めて「がん」と診断確定されていること。 ② 責任開始日以後に「がん」を直接の原因として死亡していること。

### <スーパーがん保険の特長>

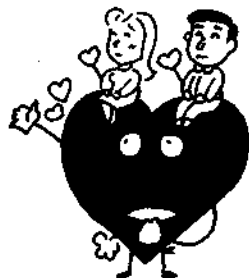
- 1 入院給付金は入院日数や入退院の回数に制限なくお支払いします。また、在宅療養給付金も回数に制限なくそのつどお支払いします。
- 2 かけ捨てではありません。御契約時の年齢、保険料の払込年数に応じて所定の解約払い戻し金をお支払いします。
- 3 個別の契約よりも割安な保険料です。(例→40才個別 家族契約(主被=男性)月払1口3,960円)
- 4 保険料は契約時の年齢で決まり、終身変わりません。但し、集団を脱退された場合は個別料率に変わります。
- 5 医師の診査は必要ありません。但し、おからだの状態によっては他のご契約者との公平を保つため、ご契約をお断りする場合があります。
- 6 家族ぐるみの安心、割安です。家族契約の保険料は、ご主人の年齢で決まり、個人契約の保険料に約4割程度プラスするだけです。奥様やお子様にも安心保障をお考えください。

### お問合せ

法人会事務局  
**2-0765**  
青木 恵  
**2-2226**

引受保険会社

アメリカンファミリー  
生命保険会社





**新登場**



**法人会厚生制度**  
**スーパー介護定期保険**

■ご契約例

基準介護年金年額50万円

働き盛りの保障

<p>「痴ほう」「寝たきり」になったら</p> <p><b>介護年金</b></p> <p>一時金 <b>100</b>万円 + 年額 <b>100</b>万円 × <b>無制限</b></p> <p><small>要介護状態が続きかぎり支払期間は</small></p>
<p>「高度障害」になったら</p> <p><b>高度障害年金</b></p> <p>一時金 <b>100</b>万円 + 年額 <b>100</b>万円 × 毎年 <b>65</b>歳まで</p>
<p><b>死亡保険金</b></p> <p>死亡時の経過年数による死亡保険金をお支払いします。</p>
<p><b>満65歳時に選択</b></p>

**団体月払保険料**  
基準介護年金年額100万円あたり

性別	男性	女性
18歳	1,890円	1,850円
19歳	1,970	1,930
20歳	2,050	2,020
21歳	2,140	2,120
22歳	2,240	2,220
23歳	2,330	2,320
24歳	2,440	2,440
25歳	2,560	2,560
26歳	2,680	2,700
27歳	2,820	2,840
28歳	2,960	2,980
29歳	3,110	3,150
30歳	3,280	3,320
31歳	3,460	3,510
32歳	3,650	3,710
33歳	3,860	3,920
34歳	4,090	4,160
35歳	4,330	4,400
36歳	4,590	4,680
37歳	4,880	4,970
38歳	5,190	5,290
39歳	5,530	5,640
40歳	5,880	6,030
41歳	6,280	6,440
42歳	6,720	6,900
43歳	7,180	7,420
44歳	7,700	7,980
45歳	8,270	8,600
46歳	8,910	9,300
47歳	9,590	10,060
48歳	10,340	10,890
49歳	11,160	11,830
50歳	12,070	12,860
51歳	13,080	14,040
52歳	14,240	15,400
53歳	15,600	16,980
54歳	17,190	18,850
55歳	19,110	21,110
56歳	21,390	23,840
57歳	24,260	27,250
58歳	27,960	31,660
59歳	32,940	37,610
60歳	40,010	46,080



1 将来の生活プランに応じた選択ができます。

<p><b>85歳までの保障</b> (「痴ほう」「寝たきり」の介護に備えて85歳まで補償を継続できます)</p> <p><b>介護年金</b></p> <p>一時金 <b>100</b>万円 + 年額 <b>100</b>万円 × <b>無制限</b></p> <p><small>要介護状態が続きかぎり支払期間は</small></p> <p><b>死亡保険金</b> 一律 <b>50</b>万円</p>	<p><b>2 確定年金</b> (10年確定年金、10年間のお支払い総額)</p> <table border="1"> <tr><td>男性30歳で ご契約の場合</td><td><b>841,030円</b></td></tr> <tr><td>女性25歳で ご契約の場合</td><td><b>1,081,330円</b></td></tr> </table> <p><small>※5年確定年金もごございます。 ※確定年金は、今後変動することがあります。(裏面参照)</small></p>	男性30歳で ご契約の場合	<b>841,030円</b>	女性25歳で ご契約の場合	<b>1,081,330円</b>
男性30歳で ご契約の場合	<b>841,030円</b>				
女性25歳で ご契約の場合	<b>1,081,330円</b>				
<p><b>3 解約払戻金</b> (以後の保障はなくなりません)</p> <table border="1"> <tr><td>男性30歳で ご契約の場合</td><td><b>675,505円</b></td></tr> <tr><td>女性25歳で ご契約の場合</td><td><b>868,480円</b></td></tr> </table>	男性30歳で ご契約の場合	<b>675,505円</b>	女性25歳で ご契約の場合	<b>868,480円</b>	
男性30歳で ご契約の場合	<b>675,505円</b>				
女性25歳で ご契約の場合	<b>868,480円</b>				

※いずれも満65歳の契約応当日の前日に解約した場合です。

●ご契約時の年齢は被保険者の契約日の満年齢とします。

高まる介護確率 介護人口の増加は仕事にも影響が……!  
働き盛りの今 十分な備えを……………!

## 税のこぼれ話

馬が軽自動車と同じ!?

最近女性ファンが急増している競馬。疾走する馬の姿がきれいだとか、カッコいい若い騎手が目当てとか、はたまた、大穴狙いとか。

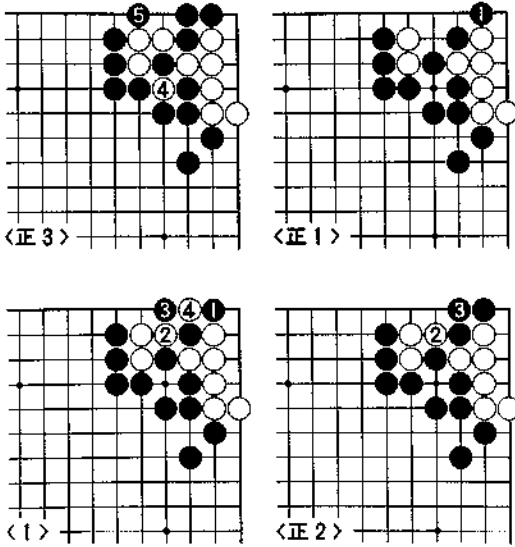
馬場を疾走するこの競争馬、何と、耐用年数が軽自動車と同じ「4年」の減価償却資産なのです。ただし、現役を引退した馬が、種馬として活躍すると耐用年数はコンピュータと同じ「6年」となります。

ちなみに、動物園のラッコやパンダは、ピリヤードの台と同じ「8年」です。動物の耐用年数を機械器具等と比較してみるのもおもしろいですね。

## 囲碁問題の解答

正解図1、2、3（一線のワタリ）とにかく黒1にハネなければ眼は取れない。白2に黒3とツイで白ダメツマリ。白4とコウを取っても、黒5でワタつておしまいです。

1図（コウ）白2に黒3とハネてはいけない。白4のコウは当然です。



## 編集後記

当法人会の管内の、一會議所と、二商工会の代表者にお願ひし、地域活性化に関する御意見を、コーディネートするため、の会合を持っていたことが出来た。

特に、奥野大田商工会議所会頭は、新任早々でもあり、斬新な意欲を抱いておられると推察して、いますし、他の二商工会の代表者もそれぞれに、大きな抱負を持っておられますので今後の御活躍を期待しています。

法人会は、健全な納税者団体として、全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して租税に関する研究を行い、公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて企業経営の健全な発展を図ることを、

その目的としています。

管内の経情団体である商工会議所並びに商工会の会員のうち、有力企業の集団である法人会は、その目的の中にあるとおり友誼団体の商工団体と、地域横断的に連繫し、地域振興策を模索することは当然であり、此度は真に有意義であったと考えますので、今後、更なる企画を希望するものであります。

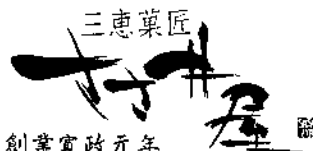
大田商工会館も新装成り、新たな気持ちで努力したいものです。

会報編集のための広報委員会にも、多忙な方もあり、全員が一堂に会することは困難なことが多いが、可能な限りご出席賜りたいと思います。

此度は特に奥野会頭、菅森会長、小村副会長の諸氏に、心から御礼申し上げます。

（広報部 渡辺）

さわやかな夏の贈物  
ささ井屋の水羊かん



大田 本社工場 20324 サンノア 25385  
駅 通り 25659  
出雲 匠大通り 220318

OA 機器・事務機・紙・事務用品  
印鑑・実印・銀行印・訂正印・ゴム印

有限会社 斉藤文具店

大田市大田町諏訪2  
PHONE (08548) 2-0107  
F A X (08548) 2-0578  
有 線 2215-1

引出物  
内 祝  
記念品



おおくま

心からの贈り物は美しいとシヤディ®は考えます。

愛をかたちに...



シヤディ  
大田市民会館隣

一品でもお気軽に... TEL (08548) 2-2186

ファッション・ナイティー加工

株式会社 大国デザインセンター

代表取締役 桜井 博 常務取締役 高橋正廣

本 部 / 週摩郡仁摩町大字大国1269 ☎(08548)8-2595 FAX(08548)8-4098  
大田工場 / 大田市大田町下北代イ-326-1 ☎(08548)2-5417

住まいのパートナー

銘木・新建材・住器・住宅サッシ

有限会社 清水建材

島根県大田市大田町山崎

☎(08548)2-8978・有線2223-5 久手店/☎2-7308・有線3407-3

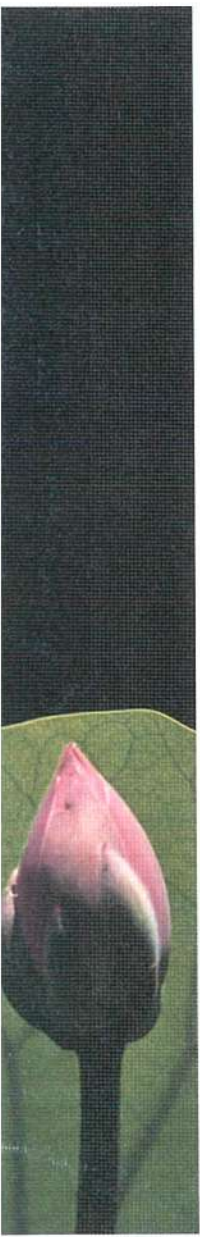
ふるさとのデパートで  
優 秀 品



さんのあデパート

協同組合 大田ショッピングセンター

〒694 島根県大田市大田町大田口930-2  
TEL 08548 ② 0190 (代)



社団法人 石見大田法人会会報 第27号

平成6年6月25日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内  
TEL (08548) 2-0765

印刷 つきはし印刷

大田市鳥井町 TEL 2-0540